令和3年4月19日 警 察 本 部

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 道路使用許可申請に係る手数料免除の再延長について

### 1 概要

- 昨年6月,国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 飲食店等を支援するための緊急措置として、昨年11月30日まで、地方公 共団体と地域住民等が一体となって取り組む路上利用に関し、道路占用 の許可基準を緩和するとともに占用料を免除することとし(県土木建築 局においても、同様の措置を講じることとなった。)、これを受けて、係 る道路使用許可について、同日まで申請手数料を免除することとした。
- 昨年11月,国土交通省は、当該措置を令和3年3月31日まで延長したため、係る道路使用許可の申請手数料の免除措置を同日まで延長したが、今般、国土交通省は、当該措置を令和3年9月30日まで再延長したことから、引き続き、本件取扱いを継続(再延長)することとするもの。

## 2 免除対象者及び適用期間

- (1) 免除対象者
  - 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
  - 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体(商店 街振興組合,商工会等を含む。)
- (2) 適用期間

令和3年9月30日(木)まで

### 3 免除する手数料

道路使用許可申請手数料(2,400円)

### 4 関係規定

広島県警察関係手数料条例第4条第8号

※ 第4条 (手数料の免除)

知事は,第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は道路使用 許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を,(中略)第8号に 該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。

 $1 \sim 7$  (略)

8 その他知事が手数料を免除することが特に必要と認める場合